

旧

GROUP 5 法人のお客様へ提供可能なサービス	
	法人のお客様
定期契約（1ヵ月）	相談のみ
	100,000
	相談 + 各種在留手続*
定期契約（3ヵ月）	250,000
	相談のみ
	255,000
定期契約（6ヵ月）	相談 + 各種在留手続*
	637,500
	510,000
定期契約（6ヵ月）	相談のみ
	1,275,000
	相談 + 各種在留手続* + 在留状況管理**
	1,500,000

*「各種在留手続」とは、以下の手続きを指します。
 在留資格認定証明書交付申請 / 在留資格変更許可申請 / 在留期間更新許可申請 /
 資格外活動許可申請 / 就労資格証明書交付申請 / 再入国許可申請 / 在留資格取得許可申請

**「在留状況管理」とは、現在雇用している外国人従業員の在留カード、旅券等の情報に基づき以下の役務を提供するものです。
 在留期間満了前の期間更新の手続案内（従業員及び帯同の家族含む） /
 地方出入国在留管理官署等に対する各種報告のリマインド / 出入国在留管理の最新情報の提供

新

GROUP 5 法人のお客様へ提供可能なサービス <small>(注1)</small>	
	法人のお客様
顧問契約（6ヵ月）	①相談指導 <small>(注2)</small>
	100,000 / 月
	①相談指導 + ②各種在留手続 <small>(注3)</small>
顧問契約（12ヵ月）	250,000 / 月
	①相談指導
	75,000 / 月
	①相談指導 + ②各種在留手続
	187,500 / 月
	①相談指導 + ②各種在留手続 + ③在留状況管理 <small>(注4)</small>
	250,000 / 月

(注1) 本表は10名未満の外国人を受入れている場合に適用されます。（10名以上の場合は所属機関の規模、受入状況等を踏まえて決定します）詳細はお問合わせください。

(注2) 「相談指導」とは、在留資格等に関する各種相談及び指導です。（日本語・英語・タガログ語で対応可能）

(注3) 「各種在留手続」とは、以下の手続きを指します。
**在留資格認定証明書交付申請 / 在留資格変更許可申請 / 在留期間更新許可申請 /
 資格外活動許可申請 / 就労資格証明書交付申請 / 再入国許可申請 / 在留資格取得許可申請**

(注4) 「在留状況管理」とは、現在受入れている外国人の在留カード、旅券等に記載されている情報に基づき以下の役務を提供するものです。
**在留期間満了前の期間更新の手続案内（従業員及び帯同の家族含む） /
 地方出入国在留管理官署等に対する各種報告のリマインド / 出入国在留管理の最新情報の提供**

変更点1：「定期契約」を「顧問契約」へ変更、また契約期間を「1ヵ月」、「3ヵ月」、「6ヵ月」から「6ヵ月」、「12ヵ月」へ変更。

変更点2：（注1）において、記載の金額については10名未満の外国人を受入れている際に適用される旨を明示。

変更点3：（注2）、（注3）、（注4）において、①相談指導（旧称「相談のみ」）、②各種在留手続、③在留状況管理の報酬額の見直し、また表示形式を月単位に修正。

変更点4：フォーマットを修正。